

「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」の概要

第1章 策定に当たって

1 計画策定（改定）の趣旨
 本県のひとり親家庭等を取り巻く環境等を踏まえ、ひとり親家庭等の自立に向けた支援をより充実・強化するため、現行計画を改定

2 計画の性格と役割
 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく都道府県自立促進計画
 ・県：ひとり親家庭等対策を総合的・計画的に推進するための基本方針
 ・市町：対策推進の共通指針、県と一体となった取組を期待
 ・県民・企業：計画の推進に理解と協力を期待

3 計画の期間
 令和2年度～令和6年度（5年間）

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1 ひとり親家庭等の現状（H29山口県ひとり親世帯等実態調査）

○母子・父子世帯数の推移
 母子世帯、父子世帯とも減少

区分	H24調査	H29調査
母子世帯数	15,431	14,563
父子世帯数	2,144	1,703

○母子・父子世帯の生活の実態
 ・母子世帯の就業率は92.3%、正規雇用率は44.7%
 年収は約6割が250万円未満で、平均収入は243万円
 ・父子世帯の就業率は91.0%、正規雇用率は66.3%
 年収は約5割が400万円未満で、平均収入は392万円

○養育費の確保
 母子世帯の43.1%が養育費の取り決めなし

○母子・父子世帯の悩み、ニーズ
 母子世帯、父子世帯とも「生活費」「子どもの教育」の悩みが多く、経済的支援（各種年金手当、医療費助成の充実）のニーズ大

2 ひとり親家庭等を取り巻く課題
 ・一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援体制の充実が必要
 ・安定雇用に向けた就業支援や子育てとの両立がしやすい環境の整備が必要
 ・生活基盤や経済的基盤を安定させるための支援の充実が必要
 ・子どもの健やかな成長を図るための支援の充実が必要

第3章 自立促進施策の総合的な推進

ひとり親家庭等が社会の理解と幅広い支援を得ながら、地域社会の一員として様々な活動に参加し、ともに支え合い、自らの力で安定した生活を営むことができるよう、5つの施策体系に沿って、ひとり親家庭等の自立促進のための施策を総合的に推進

《施策推進の視点》

- ◆経済的自立に向けた支援 就労収入による経済的自立への支援
- ◆子どもの健やかな成長 子どもの幸せを第一に考えた支援
- ◆県・市町・民間の協働 実効性を高めるための協働による取組

《施策体系》

1 相談・情報提供機能の強化

生活全般にわたる相談の実施や、就業・自立支援に関する情報提供・助言など、「相談・情報提供機能の強化」を図る。

(1) 相談機能の強化
 ・総合的な相談窓口の充実（母子・父子自立支援員等の配置）
 ・母子家庭等就業・自立支援センターによるSNS等を活用した相談対応

(2) 情報提供の充実
 ・SNS等の活用によるプッシュ型の情報提供及び相談予約システムとの連携

(3) 養育費の確保に向けた支援
 ・法律等の専門家による支援講座の開催
 ・弁護士等による法律相談の実施

2 就業による自立の促進

就業相談から就業あっせんに至るまでの支援体制を充実強化することにより「就業による自立の促進」を図る。

(1) 山口県母子家庭等就業・自立支援センター等による支援
 ・ハローワーク等との連携による求人確保や就業あっせん等
 ・母子・父子自立支援プログラムの策定

(2) 就業に向けた能力開発・就業機会創出のための支援
 ・子育て女性等の再就職支援（職場体験、研修、職業訓練等）
 ・資格取得のための給付金の支給
 ・資格取得を目指す親への入学・就職準備金の貸付
 ・学び直しの支援（高等学校卒業程度認定試験合格への支援）

(3) 国の施策との連携強化
 ・国が実施する事業等の積極的な活用による就業支援

3 生活支援策の推進

生活の場の確保や児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等による経済的支援など「生活支援策の推進」を図る。

(1) 生活支援サービスの充実
 ・家庭生活支援員の派遣による家事、保育サービス等の提供

(2) 生活の場の確保
 ・民間賃貸住宅への入居支援（入居可能な住宅情報の提供）
 ・子ども食堂の県内拡大に向けた開設・運営等の支援

(3) 経済的支援の充実
 ・幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
 ・高等教育の修学支援新制度の円滑な実施

4 子育て支援の充実

母子保健・小児医療等や多様な保育サービスの提供など「子育て支援の充実」を図る。

(1) 母子保健・小児医療等の充実
 ・妊産婦・乳幼児保健の充実
 ・小児救急医療の充実

(2) 子育てに関する相談機能の充実
 ・「やまぐち版ネウボラ」の推進
 ・子育て支援システムの構築による相談機能の充実
 ・家庭教育支援チームによる支援の充実

(3) 多様な保育サービスの充実
 ・延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等による保育の推進
 ・預かり保育の促進

(4) 児童の健全育成
 ・放課後児童クラブの優先利用
 ・ひとり親家庭等の子どもを対象とした学習支援の実施

(5) 子どもの就労支援
 ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援
 ・高校中退者等への実情に応じた就労支援

5 地域における協働の推進

地域住民や団体等による支援の充実や、ひとり親家庭等の地域活動への参加など「地域における協働の推進」を図る。

(1) 身近な地域での支援の促進
 ・ひとり親家庭等同士の交流など相互支援活動の促進
 ・自治会、民生委員等の連携による地域での子育て支援の促進

(2) 母子・父子福祉団体に対する支援の拡充
 ・公共的施設内での売店・自動販売機等の優先設置の促進

(3) ひとり親家庭等の地域活動への参加促進
 ・母子・父子福祉団体活動、地域行事等への参加や交流の促進

第4章 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえたひとり親家庭等への支援

- ・母子・父子福祉センターに遠隔相談用のタブレット端末を配置
- ・在宅でできる公共職業訓練「eラーニングコース」の実施
- ・住居を失った方等への住居確保給付金の支給
- ・新しい生活様式により実施する子ども食堂の取組を支援
- ・生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付

第5章 施策推進のために

1 ひとり親家庭等への理解の促進
 ・地域のひとり親家庭等への理解や協働による取組を促進

2 行政と民間の役割分担と連携
 ・県：広域的な観点からの施策の推進、市町に対する助言等
 ・市町：住民に身近な自治体として積極的に事業を推進
 ・企業等：ひとり親家庭の親の雇用や職場環境づくりを期待

3 福祉と雇用の連携
 福祉部局と労働部局との連携による効果的な施策の展開

4 各種計画との連携
 ・「やまぐち子ども・子育て応援プラン」など各種計画との連携

5 計画の評価
 ・計画の進捗状況について、定期的な点検・評価の実施
 ・計画に定めた各種施策について評価し、次期計画に反映